

障がい福祉サービス事業者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課長

児童虐待防止対策に係る障がい福祉サービス事業所等と福山市(要対協)の連携について(依頼)

平素より児童の見守りや情報提供を通じ、児童虐待防止等に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本市では、市の児童虐待等の相談窓口となる「要保護児童対策地域協議会」(以下「要対協」という。)をネウボラ推進課に設置し、広島県東部こども家庭センター(児童相談所)と連携を図りながら、児童相談業務を実施しています。

つきましては、次のとおり、市の役割等を御理解いただき、引き続き御協力をお願いします。

1 福山市ネウボラ推進課の役割

- 児童虐待の通告・相談を受けた場合、48時間以内にこどもの安全確認のほか必要な調査を行います。調査の結果、支援が必要な家庭には、必要な福祉サービス等の活用により在宅での生活を支援します。
- 障がい福祉サービス事業所等、学校、保育施設をはじめ、福祉事務所や保健部門などの市の関連部署、民生委員・児童委員、広島県東部こども家庭センターなど、こどもの状況に応じて様々な関係機関と連携し支援にあたります。
- 市にはこどもの保護や施設措置の権限はないため、こどもの安全確保のため保護や専門的な支援が必要な場合は、児童相談所へ送致します。

2 要保護児童対策地域協議会(要対協)の役割

- 要対協とは、虐待を受けているこども等(特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護及び支援に必要な情報交換を図るために、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的とした組織体です。
- 構成機関の連携を深めるための会議や個別ケース会議を開催し、要保護児童等に対する支援を実施しています。
- 要対協の構成機関には、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づく守秘義務が課されており、ケース会議等で共有した情報を要対協外に漏洩した場合には罰則が規定されています。ケース会議を実施することや市や児童相談所等と連携していることも守秘義務が課されているので、情報を漏らさないでください。

3 調査協力

ア こどもの安全確認 (こどものサービス利用がある場合)

- こどもからの聞き取りや目視により、本人同意のうえで受傷状況や箇所などを確認してください。
- ##### イ 資料又は情報の提供
- こどもが障がい福祉サービス等を利用している場合、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用状況(頻度、時間、利用時の様子など)や保護者の対応状況などをお聞きます。保護者が障がい福祉サービス等を利用されている場合も利用状況(頻度、時間、利用時の保護者本人や家族、家庭内の様子など)をお聞きます。できるだけ速やかな回答の御協力をお願いします。
 - 市(及び児童相談所)は、必要に応じて、本人面接、虐待情報、家庭環境や保護者の証言などの聴取、受傷箇所等の写真撮影を行いますので、御協力をお願いします。

ウ こどもや保護者への対応

- こどもからの聴取内容や調査に関わる情報については、市(及び児童相談所)の指示がない限り絶対に漏らさないでください(保護者等を含む。)

◎ 要対協で支援を行うこども等に係るケース会議や情報提供(共有)に関しては、こどもの適切な保護を図る目的のために行われる限り、守秘義務違反とはなりません。

4 速やかな通告・相談

- 児童虐待を発見した場合は、福山市ネウボラ推進課【電話：928-1258】又は広島県東部こども家庭センター【電話：951-2340】へ速やかに連絡してください。
- 夜間(17:15~8:30)及び休日は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」へ連絡してください。
- こどもが住んでいる地域によって通告先が異なりますので、福山市内にお住まいの場合は福山市ネウボラ推進課又は広島県東部こども家庭センターへ御連絡ください。
- 虐待を発見した場合、通告は発見当日中に行ってください。傷あざの消失や一時保護のタイミングを逃さないため、また、当日中の現地調査を行うため、できるだけ速やかに一報をお願いします。

【担当】

ネウボラ推進課 子育てみまもり担当
電話:084-928-1258

